

令和4年第9回湧別町教育委員会定例会議案

日 時 令和 4年 9月 7日 (水)

午後3時30分

場 所 湧別町文化センターさざ波

多目的ホール

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	令和 4年 8月10日		
2	招集の期日	令和 4年 9月 7日		
3	会 期	令和 4年 9月 7日から 令和 4年 9月 7日まで		
4	招 集 委 員	4 名		
5	出 席 委 員	3 名		
6	欠席委員氏名	井 上 久 恵 委 員		
7 会 議 の 結 果	結 果	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決
	提案件数			
	7 件	7 件	0 件	0 件
	計			
	7 件	7 件	0 件	0 件

議案番号	件名
承認第1号	令和4年教育委員会第8回定例会会議録の承認について
議案第1号	湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第2号	湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う教育委員会規則の整理に関する規則の制定について
議案第3号	湧別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について
議案第4号	令和4年度教育費予算の補正について
議案第5号	学校運営協議会委員の任命について
議案第6号	令和3年度教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書（案）について

承認第1号

令和4年教育委員会第8回定例会会議録の承認について

記

署名委員 喜多友美氏より報告

令和4年9月7日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

議案第 1 号

湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

湧別町立学校設置条例（平成 2 1 年条例第 8 9 号）の一部を改正する条例案について
次のように議会に提案するように、町長に申し出をする。

記

別紙のとおり

（令和 4 年 9 月 1 3 日開会予定：町議会第 3 回定例会）

令和 4 年 9 月 7 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

湧別地区義務教育学校を開設するため、学校名等必要な事項を定めるほか、関係する
条例を整理するため、本条例を改正するものである。

湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例

湧別町立学校設置条例（平成21年条例第89号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
小学校の名称	位置	小学校の名称	位置
略	略	略	略
富美小学校	略	富美小学校	略
		<u>湧別小学校</u>	<u>湧別町錦町211番地の1</u>
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
中学校の名称	位置	中学校の名称	位置
上湧別中学校	略	上湧別中学校	略
		<u>湧別中学校</u>	<u>湧別町錦町223番地</u>
別表第3（第4条関係）		別表第3（第4条関係）	
義務教育学校の名称	位置	義務教育学校の名称	位置
<u>ゆうべつ学園</u>	<u>湧別町錦町223番地</u>	芭露学園	略
芭露学園	略		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(湧別町立学校施設の開放に関する条例の一部改正)

2 湧別町立学校施設の開放に関する条例（平成21年条例第100号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条、第6条関係） 上湧別・中湧別・開盛・富美小学校、上湧別中学校、 <u>ゆうべつ</u> ・ 芭露学園				別表（第2条、第6条関係） 上湧別・中湧別・開盛・富美・ <u>湧別</u> 小学校、上湧別・ <u>湧別</u> 中学校、 芭露学園			
学校名	施設区分	1時間当たり使用料		学校名	施設区分	1時間当たり使用料	
		夏期	冬期			夏期	冬期
上湧別・中湧別・開略 盛・富美小学校		略	略	上湧別・中湧別・開略 盛・富美・ <u>湧別</u> 小学 校		略	略
上湧別中学校、 <u>ゆう</u> 略 <u>べつ</u> ・芭露学園		略	略	上湧別・ <u>湧別</u> 中学校、略 芭露学園		略	略
備考 1～8 略				備考 1～8 略			

(湧別町営バス運行条例の一部改正)

3 湧別町営バス運行条例（平成21年条例第136号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
路線名	運行便数	運行日	路線名	運行便数	運行日
略	略	略	略	略	略
三里浜線	1	略	三里浜線	1	略
	1（増車）	<u>ゆうべつ学園</u> の登校日		1（増車）	<u>湧別小学校及び湧別中学校の両校</u> <u>同時登校日</u>
	2	略		2	略
	3	土曜日、日曜日、祝祭日、 <u>ゆうべつ学園</u> 及び湧別高校の重複する春・夏・冬休み期間を除く毎日		3	土曜日、日曜日、祝祭日、 <u>湧別小学校、湧別中学校</u> 及び湧別高校の重複する春・夏・冬休み期間を除く毎日
	4	略		4	略
5	土曜日、日曜日、祝祭日、 <u>ゆうべつ学園</u> 及び湧別高校の重複する春・夏・冬休み期間を除く毎日	5	土曜日、日曜日、祝祭日、 <u>湧別小学校、湧別中学校</u> 及び湧別高校の重複する春・夏・冬休み期間を除く毎日		
東・福島線	1	土曜日、日曜日、祝祭日、 <u>ゆうべつ学園</u> 及び湧別高校の重複する	東・福島線	1	土曜日、日曜日、祝祭日、 <u>湧別小学校、湧別中学校</u> 及び湧別高校の

改正後			改正前		
		春・夏・冬休み期間を除く毎日。 ただし、春・夏・冬休み期間については、12月31日から翌年1月3日までを除く火曜日、木曜日。その日が祝祭日にあたる時は、火曜日にあつてはその前日とし、木曜日にあつてはその翌日とする。			重複する春・夏・冬休み期間を除く毎日。ただし、春・夏・冬休み期間については、12月31日から翌年1月3日までを除く火曜日、木曜日。その日が祝祭日にあたる時は、火曜日にあつてはその前日とし、木曜日にあつてはその翌日とする。
	2	略		2	略
	3	土曜日、日曜日、祝祭日、 <u>ゆうべつ学園</u> 及び湧別高校の重複する春・夏・冬休み期間を除く毎日		3	土曜日、日曜日、祝祭日、 <u>湧別小学校</u> 、 <u>湧別中学校</u> 及び湧別高校の重複する春・夏・冬休み期間を除く毎日
	4	土曜日、日曜日、祝祭日、 <u>ゆうべつ学園</u> 及び湧別高校の重複する春・夏・冬休み期間を除く毎日。 ただし、春・夏・冬休み期間については、12月31日から翌年1月3日までを除く火曜日、木曜日。その日が祝祭日にあたる時は、火曜日にあつてはその前日とし、木曜日にあつてはその翌日とする。		4	土曜日、日曜日、祝祭日、 <u>湧別小学校</u> 、 <u>湧別中学校</u> 及び湧別高校の重複する春・夏・冬休み期間を除く毎日。ただし、春・夏・冬休み期間については、12月31日から翌年1月3日までを除く火曜日、木曜日。その日が祝祭日にあたる時は、火曜日にあつてはその前日とし、木曜日にあつてはその翌日とする。

改正後			改正前		
	5	土曜日、日曜日、祝祭日、 <u>ゆうべつ学園</u> 及び湧別高校の重複する春・夏・冬休み期間を除く毎日		5	する。 土曜日、日曜日、祝祭日、 <u>湧別小学校、湧別中学校</u> 及び湧別高校の重複する春・夏・冬休み期間を除く毎日
川西・信部内線	1	土曜日、日曜日、祝祭日、 <u>ゆうべつ学園</u> 及び湧別高校の重複する春・夏・冬休み期間を除く毎日。ただし、春・夏・冬休み期間については、12月31日から翌年1月3日までを除く月曜日、金曜日。その日が祝祭日にあたる時は、月曜日にあつてはその翌日とし、金曜日にあつてはその前日とする。	川西・信部内線	1	土曜日、日曜日、祝祭日、 <u>湧別小学校、湧別中学校</u> 及び湧別高校の重複する春・夏・冬休み期間を除く毎日。ただし、春・夏・冬休み期間については、12月31日から翌年1月3日までを除く月曜日、金曜日。その日が祝祭日にあたる時は、月曜日にあつてはその翌日とし、金曜日にあつてはその前日とする。
	2	略		2	略
	3	土曜日、日曜日、祝祭日、 <u>ゆうべつ学園</u> 及び湧別高校の重複する春・夏・冬休み期間を除く毎日		3	土曜日、日曜日、祝祭日、 <u>湧別小学校、湧別中学校</u> 及び湧別高校の重複する春・夏・冬休み期間を除く毎日
	4	土曜日、日曜日、祝祭日、 <u>ゆうべつ学園</u> 及び湧別高校の重複する		4	土曜日、日曜日、祝祭日、 <u>湧別小学校、湧別中学校</u> 及び湧別高校の

改正後			改正前		
		春・夏・冬休み期間を除く毎日			重複する春・夏・冬休み期間を除く毎日
	5	土曜日、日曜日、祝祭日、 <u>ゆうべつ学園</u> 及び湧別高校の重複する春・夏・冬休み期間を除く毎日		5	土曜日、日曜日、祝祭日、 <u>湧別小学校、湧別中学校</u> 及び湧別高校の重複する春・夏・冬休み期間を除く毎日
略	略	略	略	略	略

議案第 2 号

湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う教育委員会規則の整理に関する規則の制定について

湧別町立学校設置条例（平成 21 年条例第 89 号）の一部を改正する条例の施行に伴う教育委員会規則の整理に関する規則を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和 4 年 9 月 7 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

湧別地区義務教育学校を開設するため、学校名等必要な事項を改正するほか、関係する規則を整理するため、本規則を改正するものである。

湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う教育委員会規則の整理に関する規則

(湧別町立学校管理規則の一部改正)

第1条 湧別町立学校管理規則（平成21年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第2（第12条関係）					別表第2（第12条関係）				
公印の種類	公印の名称	寸法（ミリメートル）	書体	管理者	公印の種類	公印の名称	寸法（ミリメートル）	書体	管理者
学校印	略	略	略	略	学校印	略	略	略	略
	北海道紋別郡湧別町立富美小学校印	略	略	略		北海道紋別郡湧別町立富美小学校印	略	略	略
	北海道紋別郡湧別町立上湧別中学校印	略	略	略		北海道紋別郡湧別町立湧別小学校印	方38	てん書	学校長
	北海道紋別郡湧別町立 <u>ゆうべつ学園</u> 印	略	略	略		北海道紋別郡湧別町立上湧別中学校印	略	略	略
	北海道紋別郡湧別町立芭露学園印	略	略	略		北海道紋別郡湧別町立 <u>湧別中学校</u> 印	略	略	略
学校長印	略	略	略	略	学校長印	略	略	略	略
	北海道紋別郡湧別町立富美小学校長印	略	略	略		北海道紋別郡湧別町立富美小学校長印	略	略	略
	北海道紋別郡湧別町立上湧別中学校長印	略	略	略		北海道紋別郡湧別町立湧別小学校長印	方18	てん書	学校長
	北海道紋別郡湧別町立 <u>ゆうべつ学園</u> 校長印	略	略	略		北海道紋別郡湧別町立上湧別中学校長印	略	略	略
	北海道紋別郡湧別町立芭露学園校長印	略	略	略		北海道紋別郡湧別町立 <u>湧別中学校</u> 校長印	略	略	略
別表第3（第28条関係）					別表第3（第28条関係）				
連携型中学校名		連携型高等学校名			連携型中学校名		連携型高等学校名		
湧別町立上湧別中学校 湧別町立 <u>ゆうべつ学園</u> 湧別町立芭露学園		略			湧別町立上湧別中学校 湧別町立 <u>湧別中学校</u> 湧別町立芭露学園		略		

(湧別町義務教育就学に関する規則の一部改正)

第2条 湧別町義務教育就学に関する規則（平成21年教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
学区名	行政地域の区分	学区名	行政地域の区分
略	略	略	略
富美小学区	略	富美小学区	略
上湧別中学区	略	<u>湧別小学区</u>	<u>港町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑陰、登栄床、東、福島</u>
<u>ゆうべつ学園区</u>	略	上湧別中学区	略
芭露学園区	略	<u>湧別中学区</u>	略
		芭露学園区	略

(湧別町立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 湧別町立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成21年教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前					
様式第2号（第3条関係） 町立学校施設使用（特別設備の搬入等・使用料減免）申請書 略		様式第2号（第3条関係） 町立学校施設使用（特別設備の搬入等・使用料減免）申請書 略					
<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 100px;">受付番号</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table>		受付番号		<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 100px;">受付番号</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table>		受付番号	
受付番号							
受付番号							
略	略	略	略				
使用学校	1～4 略	使用学校	1～4 略				
	<u>5</u> 略		<u>5</u> 湧別小学校 A 体育館 B グラウンド C その他（ ）				
	<u>6</u> ゆうべつ学園 A 体育館 B グラウンド C その他（ ）		<u>6</u> 略				
	<u>7</u> 略		<u>7</u> 湧別中学校 A 体育館 B グラウンド C その他（ ）				
略	略	略	略				
略	略	略	略				
様式第3号（第3条関係） 町立学校施設使用（特別設備の搬入等・使用料減免）許可書 略		様式第3号（第3条関係） 町立学校施設使用（特別設備の搬入等・使用料減免）許可書 略					
<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 100px;">受付番号</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table>		受付番号		<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 100px;">受付番号</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table>		受付番号	
受付番号							
受付番号							
略	略	略	略				
使用学校	1～4 略	使用学校	1～4 略				
	<u>5</u> 略		<u>5</u> 湧別小学校 A 体育館 B グラウンド C その他（ ）				
	<u>6</u> ゆうべつ学園 A 体育館 B グラウンド C その他（ ）		<u>6</u> 略				
	<u>7</u> 略		<u>7</u> 湧別中学校 A 体育館 B グラウンド C その他（ ）				
略	略	略	略				
略	略	略	略				
※ 略		※ 略					

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第3号

湧別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱の
制定について

湧別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱（平成21年教育委員会訓令第
2号）の一部を改正する要綱を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和4年9月7日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正が行われたことから、これに準じ本要綱を改正するものである。

湧別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱

湧別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱（平成21年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公用使用承認等の手続)</p> <p>第5条 自家用車を公務遂行のため運転しようとする職員は、次により手続等を行わなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 職員は、前号による承認に基づき、自家用車を公用に使用する場合は、自家用車を運行する直前に<u>前条第10号</u>に規定する要件に該当しないことについて、校長の確認を受けなければならない。</p> <p>(8) <u>校長は、職員が自家用車を運行した後、運転者の顔色、吐息の異常の有無等を確認しなければならない。</u></p>	<p>(公用使用承認等の手続)</p> <p>第5条 自家用車を公務遂行のため運転しようとする職員は、次により手続等を行わなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 職員は、前号による承認に基づき、自家用車を公用に使用する場合は、自家用車を運行する直前に<u>前条第1項第10号</u>に規定する要件に該当しないことについて、校長の確認を受けなければならない。</p>

改正後

改正前

様式第3号(第5条関係)

自家用車の公用使用承認及び行程確認簿 (兼) 公用車運転に係る飲酒状況確認簿																							
校長承認印	用務	用務先	使用日 申出日	使用者署名 同乗者署名	走行前距離 旅程命令権者確認印	走行後距離 旅程命令権者確認印	走行距離 旅程命令権者確認印	備考 (旅程命令 月日等)	運転者記載欄				校長確認欄										
									運行前8時間以内の飲酒(有の場合適否不可)	当日又は前日の飲酒	飲酒後の経過時間	飲酒量 ※備考欄に記載のアルコール1単位当たりの酒量に基づき選択すること	顔色、吐息等の異常	アルコールチェッカーの反応	運転の適否	確認日時 印	運行後 顔色、吐息の異常等	備考					
			月 日から 月 日まで 月 日		km	km	km		有	無	有	無	-1単位未満 -1～2単位未満 -2～3単位未満 -3単位以上	有	無	有	無	適	否	月 日 時 分	有	無	
			月 日から 月 日まで 月 日		km	km	km		有	無	有	無	-1単位未満 -1～2単位未満 -2～3単位未満 -3単位以上	有	無	有	無	適	否	月 日 時 分	有	無	
			月 日から 月 日まで 月 日		km	km	km		有	無	有	無	-1単位未満 -1～2単位未満 -2～3単位未満 -3単位以上	有	無	有	無	適	否	月 日 時 分	有	無	
			月 日から 月 日まで 月 日		km	km	km		有	無	有	無	-1単位未満 -1～2単位未満 -2～3単位未満 -3単位以上	有	無	有	無	適	否	月 日 時 分	有	無	
			月 日から 月 日まで 月 日		km	km	km		有	無	有	無	-1単位未満 -1～2単位未満 -2～3単位未満 -3単位以上	有	無	有	無	適	否	月 日 時 分	有	無	

(注)1 用務先が複数になる場合は、それぞれ記載すること。
2 「走行前距離」及び「走行後距離・走行距離」の欄は、北海道道路キロ程表等により路程を計算し難く、実測により旅費を支給する場合に記載すること。
なお、走行距離の確認は、当該距離が用務に応じたものであることを確認の上、行うこと。
3 備考欄には、旅程命令(月日)等を記載すること。

＜備考＞
※ 本確認簿への記載及び確認は、必ず運行の直前及び運行後に実施すること。
(校長が不在の場合は、他の管理職員が確認すること。)
※ 校長は、次により運転者に対する確認等を実施すること。
＜運行前8時間以内の飲酒が有の場合＞
運行命令を発しない(既に運行命令を発している場合には、取り消す)
＜運行前8時間以上前(前日又は当日)の飲酒が有の場合＞
飲酒後の経過時間、飲酒量、顔色、吐息の異常の有無、アルコールチェッカーの反応等から、運転の適否を判断すること。
参考 (アルコールの処理に係る一般的な処理時間(個人の体質や体調により処理時間は異なる))
・アルコール1単位 = ビール500ml = 日本酒1合(180ml) = ウイスキーダブル1杯(60ml)
= ワイン小グラス2杯(200ml) = チューハイ1缶(350ml) = 焼酎コップ半分(100ml)
・アルコール1単位の処理にかかる時間 ～ およそ4時間
(単位数の増加に応じて処理にかかる時間も増加)

様式第3号(第5条関係)

自家用車の公用使用承認及び行程確認簿 (兼) 公用車運転に係る飲酒状況確認簿																							
校長承認印	用務	用務先	使用日 申出日	使用者署名 同乗者署名	走行前距離 旅程命令権者確認印	走行後距離 旅程命令権者確認印	走行距離 旅程命令権者確認印	備考 (旅程命令 月日等)	運転者記載欄				校長確認欄										
									運行前8時間以内の飲酒(有の場合適否不可)	当日又は前日の飲酒	飲酒後の経過時間	飲酒量 ※備考欄に記載のアルコール1単位当たりの酒量に基づき選択すること	顔色、吐息等の異常	アルコールチェッカーの反応	運転の適否	確認日時 印	運行後 顔色、吐息の異常等	備考					
			月 日から 月 日まで 月 日		km	km	km		有	無	有	無	-1単位未満 -1～2単位未満 -2～3単位未満 -3単位以上	有	無	有	無	適	否	月 日 時 分	有	無	
			月 日から 月 日まで 月 日		km	km	km		有	無	有	無	-1単位未満 -1～2単位未満 -2～3単位未満 -3単位以上	有	無	有	無	適	否	月 日 時 分	有	無	
			月 日から 月 日まで 月 日		km	km	km		有	無	有	無	-1単位未満 -1～2単位未満 -2～3単位未満 -3単位以上	有	無	有	無	適	否	月 日 時 分	有	無	
			月 日から 月 日まで 月 日		km	km	km		有	無	有	無	-1単位未満 -1～2単位未満 -2～3単位未満 -3単位以上	有	無	有	無	適	否	月 日 時 分	有	無	
			月 日から 月 日まで 月 日		km	km	km		有	無	有	無	-1単位未満 -1～2単位未満 -2～3単位未満 -3単位以上	有	無	有	無	適	否	月 日 時 分	有	無	

(注)1 用務先が複数になる場合は、それぞれ記載すること。
2 「走行前距離」及び「走行後距離・走行距離」の欄は、北海道道路キロ程表等により路程を計算し難く、実測により旅費を支給する場合に記載すること。
なお、走行距離の確認は、当該距離が用務に応じたものであることを確認の上、行うこと。
3 備考欄には、旅程命令(月日)等を記載すること。

＜備考＞
※ 本確認簿への記載及び確認は、必ず運行の直前に実施すること。
(校長が不在の場合は、他の管理職員が確認すること。)
※ 校長は、次により運転者に対する確認等を実施すること。
＜運行前8時間以内の飲酒が有の場合＞
運行命令を発しない(既に運行命令を発している場合には、取り消す)
＜運行前8時間以上前(前日又は当日)の飲酒が有の場合＞
飲酒後の経過時間、飲酒量、顔色、吐息の異常の有無、アルコールチェッカーの反応等から、運転の適否を判断すること。
参考 (アルコールの処理に係る一般的な処理時間(個人の体質や体調により処理時間は異なる))
・アルコール1単位 = ビール500ml = 日本酒1合(180ml) = ウイスキーダブル1杯(60ml)
= ワイン小グラス2杯(200ml) = チューハイ1缶(350ml) = 焼酎コップ半分(100ml)
・アルコール1単位の処理にかかる時間 ～ およそ4時間
(単位数の増加に応じて処理にかかる時間も増加)

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

議案第4号

令和4年度教育費予算の補正について

令和4年度教育費予算の補正について、次のように議会に提案するように、町長に申し出をする。

記

別冊のとおり

(令和4年9月13日開会予定：町議会第3回定例会)

令和4年9月7日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

令和4年度教育費予算の補正について、議会の同意を得ようとするものである。

議案第 5 号

学校運営協議会委員の任命について

湧別町学校運営協議会委員の任命について、湧別町教育委員会行政組織規則第 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により教育委員会の議決を求める。

記

別紙のとおり

令和 4 年 9 月 7 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

任期満了により新たに委員を任命しようとするものである。

議案第5号資料

○湧別町立上湧別中学校 学校運営協議会委員候補者

	氏名	勤務先・職名等	性別	年齢	区分
1	小泉 雅典	自営業	男	57	5
2	岩井 孝浩	自営業	男	58	5
3	平野 寿雄	農業	男	54	5
4	渡辺 健一	農業	男	57	5
5	向平 るみ	団体職員	女	61	2
6	岡村 明子	自営業	女	51	2
7	千葉 恵美	酪農業	女	48	2
8	牧野 秀昭	自営業	男	50	2
9	杉原 武純	農業	男	48	1
10	綾部 雅一	上湧別中学校 校長	男	51	4
11	工藤 洋光	上湧別中学校 教頭	男	48	4

規則第4条第1項に定める委員の区分

- 1 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- 2 対象学校の所在する地域の住民
- 3 対象学校の運営に資する活動を行う者
- 4 対象学校の校長その他の教職員
- 5 対象学校を卒業した者その他の当該対象学校に関係を有する者
- 6 学識経験者
- 7 関係行政機関の職員
- 8 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

議案第6号

令和3年度教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書（案）について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、次のように議会に点検・評価報告書を提出する。

記

別冊のとおり

令和4年9月7日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

令和3年度の教育委員会の活動状況に関して、点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するものである。